

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	都市整備課
法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	11-2	不利益処分の種類	許可の取消、効力の停止等(公益上必要な場合)	
<p>(監督処分)</p> <p>第11条</p> <p>2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第4条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>						